

西条市使用料等審議会からの答申内容等の概要について

1 使用料等審議会からの答申内容について

(1) 料金改定の計画期間について

H27年度～H29年度の3年間としている。

(2) 全体の平均改定率（案）について

西条市の上水道事業全体として約3%程度の料金値上げとしている。

(3) 地区別の平均改定率（案）について

①西条地区は、段階的な赤字解消策として約10%程度の料金値上げとしている。

②東予地区は、赤字解消策として約5%程度の料金値上げとしている。

③丹原及び小松地区は、格差是正策として約5%程度の料金値下げとしている。

※地区別料金改定案比較表 口径13mm、一般家庭用、1箇月20m³使用の場合(消費税込額)

地区名	現行料金(円)	改定案(円)	差額(円)
西条地区	1,960	2,246	286
東予地区	2,203	2,419	216
丹原地区	3,008	2,840	▲168
小松地区	2,970	2,840	▲130

(4) その他の改正（案）等について

①4地区で異なっている水道メーターの使用料について統一を図る。

②西条地区における料金計算時の端数処理について、10円未満切り捨てを廃止し他地区との均衡を図る。

③上水道事業の料金改正等に併せて、簡易水道事業の料金改定を行う。

2 今後の予定

①平成27年3月議会で条例の一部改正を提案予定。

②条例改正案については平成27年7月1日施行とし、平成27年8月、9月として徴収する水道料金の算定から適用予定。(平成27年10月請求分から)